

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和6年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 269,535 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,914,632 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事 業 名	経 費	一 般 財 源		
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	千円	千円
社会福祉	障害者福祉事業	903,635	241,879	40,206
	高齢者福祉事業	158,905	114,932	19,104
	児童・母子福祉事業	760,943	336,178	55,880
	その他事業	32,339	28,296	4,704
	小 計	1,855,822	721,285	119,894
社会保険	介護保険事業	345,229	316,191	52,558
	国民健康保険事業	193,373	102,983	17,118
	小 計	538,602	419,174	69,676
保健衛生	医療対策事業	505,729	411,001	68,318
	疾病予防対策事業	56,829	55,622	9,246
	健康増進対策事業	18,828	14,447	2,401
	小 計	581,386	481,070	79,965
合 計		2,975,810	1,621,529	269,535

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。